

愛知県環境影響評価審査会名岐道路部会 会議録

1 日時 2024年3月1日(金) 午後1時から午後2時まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 議事

(1) 尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について

4 出席者

(1) 委員

大石部会長

【オンライン出席】

阿部委員、市野委員、神谷委員、内藤委員、橋本委員、廣岡委員

(以上7名)

(2) 事務局

環境局：

近藤技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

足立課長、鈴木担当課長、高橋課長補佐、猿渡主査、渥美主査、加登技師

(以上7名)

(3) 都市計画決定権者等

9名

5 傍聴人

1名

6 会議内容

(1) 開会

・ 会議録の署名について、大石部会長が橋本委員と廣岡委員を指名した。

(2) 議事

尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について

・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

・ 大石部会長が会議の非公開について委員に諮り、希少な動植物の位置情報の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

<質疑応答>

【神谷委員】資料3において、基礎杭により地下水の流動阻害が出るのではないかと
いう御指摘があった。確かに、地下水の流れに若干影響が出る場合がある。
確認になるが、基礎杭の長さなどの基礎構造は、まだ明確になっていない
ということでしょうか。

【都市計画決定権者】高架構造の基礎部分は、それぞれの橋脚に基礎杭を設置していく計画となっている。

【神谷委員】基礎杭による流動障害はそれほど心配することではないかと思う。ただし、基礎杭の深さによっては影響することもあるので、実際に事業を行うときには、配慮をいただきたい。

あと、まれにだが、場所打ち杭の施工に伴うコンクリートによる水質への影響を懸念される方がいらっしゃるのので、特に今回、何か必要というわけではないが、周辺住民に対して今後配慮していただければと思う。

【都市計画決定権者】今後、事業実施段階では地元説明会を開催するなど地元への説明をした上で、施工してまいりたい。

【橋本委員】前回の部会で、鳥類に関して、特に日光川のところをどう通っているかという質問をして、主に橋の下ではなく上を通過しているとのことだった。一方で、既に高架になっているところでは、高架下も鳥類が通過しているというデータが示されていたので、高架になっても、鳥類が通れるのかなと思っていた。

改めて準備書を見ると、新規にインターチェンジが計画されており、高田南出口（仮称）が、日光川のすぐ北に設置される計画である。出口ということで、南からだんだんスロープが下がってくると思うが、そのスロープ部分が日光川にかかってくると、高架下を塞いでしまうということが懸念される。詳細な出口構造や日光川との位置関係は、今どこまで決まっているのか。

【都市計画決定権者】詳細にどの程度というのは決まっていらないが、日光川と重なる部分はある。

【橋本委員】日光川との重なりはできれば避けてほしかったので、今後変更が可能なのであれば、変更できるとよいと思う。

【大石部会長】公聴会で公述人から意見がたくさん出ているが、これらの意見については全て回答ができるのか。

【事務局】公聴会の中で出てきた意見は、縦覧の段階で一般の方の意見として出てきたものがほとんどと考えており、それらの意見に対する都市計画決定権者の回答は、前回の部会資料としてお示ししている。

【大石部会長】了解した。

- ・ 希少な動植物の位置情報に関する質疑応答はなかった。
- ・ 資料4について、事務局から説明があった。

【市野委員】7番の廃棄物等について、基本的に廃棄物は事業実施区域外へ出し、事業実施区域内での再利用は考えてないということが準備書の表11-13-2に記載されているかと思う。再使用できないものは適正に処理するところではよいと思うが、廃棄物を実際に外に運び出した企業がきちんと処理をしたという保証は、どのタイミングで得られるものか。廃棄物の動きは追跡されるのか。

【事務局】廃棄物処理法では、産業廃棄物を排出する場合、契約を締結するとともに、廃棄物を排出する度に管理票というものを交付して、いつどこにどれだけ持ち込まれて、どう処理されたのかということを確認する仕組みとな

っている。その仕組みにより、適切に管理されるものと考えている。

【大石部会長】 8番のその他に関して、以前に審査をした他事業では、インターネットで公開されたものが印刷できないことへの対応を求める指摘をしていたが、今回の事業では、指摘する必要はないのか。

【事務局】 今回の名岐道路の準備書については、縦覧期間終了後もインターネット上での公開が行われているので、その他の事項として指摘をしていない。

【大石部会長】 事務局から説明のあった部会報告（案）について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。

【事務局】 内容に影響することではないが、字句上の整理について、御説明してよろしいか。

【大石部会長】 説明いただきたい。

【事務局】 3番の水質の意見の語尾について、「必要に応じ適切な措置を講じること。」と記載している。一方で、同じように必要に応じ適切な措置を求めた意見として、1番の全般的事項（3）と2番の大気質、騒音、振動（3）の語尾を「講じること。」としており、統一を図るために、3番の水質の語尾も「講じること。」とした上で、取りまとめをいただきたい。

【大石部会長】 内容に関わることではない字句の訂正であるため、修正することとしてよろしいか。

（委員から意見等なし）

【大石部会長】 異議なしとされたので、修正したものを部会報告とする。

（3）閉会